

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 0 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札
及び契約の I T 化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約の I T 化に関しては、別添 1 「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」（令和 4 年 6 月 14 日付け総行行第 164 号、国不入企第 18 号。以下「令和 4 年通知」という。）により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただくようお願いしたところです。

また、令和 5 年には、別添 2 「「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」の一部改正について」（令和 5 年 9 月 27 日付け総行行第 407 号、国不入企第 12 号）により、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（以下「当該取扱い」という。）を、「令和 7 年 6 月 30 日」まで認めるよう改正したことを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添 3 のとおり「令和 8 年 4 月 30 日」までに再変更することとされました。

このため、令和 4 年事務連絡についても下記のとおり改正を行いますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて本事務連絡の周知をお願いいたします。

記

令和 4 年通知（※ 2）中「令和 7 年 6 月 30 日」を「令和 8 年 4 月 30 日」に改める。

以上



「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」(令和 4 年 6 月 14 日付け総行第 164 号、国不入企第 18 号)

※令和 5 年 9 月 27 日 一部改正

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 3 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等) を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 8 年 4 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。	(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 3 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等) を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 7 年 6 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。

総行第 164 号
国不入企第 18 号
令和 4 年 6 月 14 日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について

公共工事の入札及び契約の I T 化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において、地方公共団体の長を含む公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和 4 年 3 月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について、令和 4 年 5 月 9 日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い（※ 1）を別添 1 のとおり運用することといたしました。また、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添 2 に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（※ 2）も認めることとしております。

各団体におかれましては、今般の国土交通省における保証証書等の電子化などの取

組も参考に、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、国土交通省は今般の保証証書等の電子化の運用に当たって別添3、4のとおり必要な規定等の改正を行ったところです。各団体におかれましては、公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組む場合には、必要に応じて契約規則等における規定の整備を実施するなど適切な対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（※1）電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて（別添1参照）

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業会社又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

（※2）電子メールによる取扱いについて（別添2参照）

保険会社又は受注者が、PDF発行証券（PDF形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF発行証券を開封する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。

国会公契第1号
国営管第28号
国北予第4号
令和4年4月19日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和4年3月22日付け国会公契第55号、国北予第67号）、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について（令和4年4月19日付け国官会第150号、国北予第3号）等を踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置の実施については、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 用語の定義

(1) 契約書 次に掲げるものをいう。

- ①「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書
- ②「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書
- ③「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊土木設計業務等委託契約書
- ④「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚

- 契発第 37 号) 別冊建築設計業務委託契約書
- ⑤「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号) 別冊建築設計業務委託契約書
- ⑥「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
- ⑦「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日国営管第 7 号、国営技第 2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
- ⑧「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成 23 年 1 月 17 日国営管第 396 号) 別冊調査業務請負契約書
- ⑨「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号) 別冊業務契約書
- ⑩「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号) 別冊発注者支援業務等委託契約書
- (2) 契約の保証に係る保証証書等 契約書第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する保証に係る保証書又は証券をいう。
- (3) 前払金保証に係る保証証書 契約書((1)①から③までに掲げるものに限る。)第 35 条第 1 項若しくは第 4 項又は契約書((1)④及び⑤に掲げるものに限る。)第 36 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する保証契約の保証証書をいう。
- (4) 保証証書等 契約の保証に係る保証証書等又は前払金保証に係る保証証書をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。
- (7) 電子証書等 電磁的記録により発行された保証証書等をいう。
- (8) 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- (9) 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- (10) 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。
- (11) 金融機関等 保険会社、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)等をいう。
- (12) 契約担当官等 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。

2 保証証書等の提出又は寄託に代わる措置

保証証書等の提出又は寄託に代えて講ずることができる電磁的方法であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧すること。
- (2) (1)の措置は、令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われるものについて適用する。
- (3) (1)の電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して受け取ること。

3 2による取扱いの留意事項

(1) 前払金保証に係る保証証書の取扱い

- ① 令和4年4月1日以降に新たに契約を締結するものについての前払金保証に係る保証証書の寄託については、原則、記2の措置によるものとする。
- ② 令和4年3月31日以前に契約を締結しているものについて前払金保証に係る保証証書の提出を記2の措置により行う場合においては、あらかじめ契約を変更し、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（令和4年3月22日付け国会公契第55号、国北予第67号）等による改正後の契約書の規定に変更すること。
- ③ 電磁的方法による提出を受けた電子証書等を出力した書面又は電磁的記録は、支出負担行為担当官が自ら若しくはその指定する職員をして保管し、又は計算証明規則第22条の支出計算書の証拠書類とする。ただし、電磁的方法による提出によらない場合は、なお従前の例によること。

(2) 保証の契約内容を変更する場合の保証証書等の取扱い

電磁的方法による提出によらない保証証書等の提出又は寄託が行われたものについては、当該保証の契約内容を変更する場合（①又は②の場合をいう。）において記2の措置は適用しないので、従前の例によること。

- ① 令和4年5月8日以前に保証証書等の提出又は寄託が行われたものについて令和4年5月9日以降に当該保証の契約内容を変更する場合
- ② 令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われたものであって、電磁的方法による提出によらないものについて同日以降に当該保証の契約内容を変更する場合

4 現場説明書における周知

契約の保証については、以下を参考に「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成24年3月19日付け国官会第3186－5号、国地契第95号、国北予第39号）別添2（2）又は「工事請負契約及び設

計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 258 号) 別添 2 (2) に追加して記載すること。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証については、以下を参考に記載すること。

○前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

事務連絡
令和4年4月19日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化については、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」（令和4年4月19日付け国会公契第1号、国営管第28号、国北予第4号。以下「令和4年通知」という。）により通知したところであるが、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券（以下「保険証券等」という。）については、下記によることも暫定的に可能としたので、適切に取り扱われたい。

記

1 保険証券等の提出又は寄託に代わる措置

令和4年通知記2に定める措置には、保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDF方式により発行された保険証券等をいう。以下「PDF発行証券」という。）を電子メールにより保険会社又は受注者から契約担当官等に提出する方法を含むものとする。電子メールによるPDF発行証券の提出を受ける場合は、以下の点に留意すること。

- (1) PDF発行証券の提出を受けた際には、当該PDF発行証券の発行保険会社が予め指定する共通窓口連絡先である特定の電子メールアドレス（別紙1）が宛先に含まれていることを確認し、当該電子メールアドレスの文字列が別紙1に記載のメールアドレスと同一であることを確認すること。
- (2) 保険会社から直接PDF発行証券を受け取る場合においても、当該PDF発行証券の閲覧に必要な契約情報及び認証情報について受注者から受け取ること。

(3) その他詳細の取扱いについては別紙 2 を参照すること。

2 1 による取扱いを実施する期間

1 による取扱いについては、令和 4 年 5 月 9 日から令和 5 年 9 月 30 日までの暫定的な取扱いとする。

3 現場説明書における周知

契約の保証について以下を参考に、令和 4 年通知で示す記載に追加して記載すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

PDF発行証券を発行する保険会社の共通窓口連絡先

No.	会社名	共通窓口連絡先（電子メールアドレス）
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
2	共栄火災海上保険株式会社	
3	損害保険ジャパン株式会社	
4	大同火災海上保険株式会社	
5	東京海上日動火災保険株式会社	
6	日新火災海上保険株式会社	
7	三井住友海上火災保険株式会社	

※証券内容に関する照会は、上記アドレス宛には行わず、担当代理店または取扱営業店等へ連絡すること。

**※注：共通窓口連絡先の電子メールアドレスについては、
不必要な展開を防ぐために黒塗りにしております。**

【フロー 1】PDF発行証券が保険会社から発注者へ提出される場合

PDF発行証券が保険会社から発注者へ提出される場合（※）においては、以下に示すフローに従ってPDF発行証券の提出を受けること。

※大同火災海上保険株式会社利用の場合

保険会社	代理店	受注者	発注者	やり取りの内容	備考
		(任意の方法で連絡) → (代理店経由)		①保険会社は、「発信メールアドレス」「契約情報および認証情報」を代理店を通じて受注者に連絡する。	
		(電子契約システム、メール等) →		②受注者は、「（保険会社の）発信メールアドレス」「契約情報および認証情報」を発注者に連絡する。	・「契約情報および認証情報」はPDF発行証券送付の事前・事後を問わない。
		(メール) ←		③発注者は、保険会社に「発注者側受信メールアドレス」を連絡する。	
		(メール) →		④保険会社は、発注者にテストメールを送信する。	・「返信」機能を使う等、セキュリティが確保できている場合はテストメール不要。
		(メール) ←		⑤発注者は、保険会社にテストメールの受信完了を連絡する。	
		(PDF発行証券をメール送付) →		⑥保険会社は、発注者にPDF発行証券（パスワード付）を送信する。 （CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」および「受注者のメールアドレス」を入れる。）	・保険会社は、必要に応じ、「代理店担当者アドレス」、「保険会社課支社担当者アドレス」をCCに入れることがある。
			開封	⑦発注者は、受注者から受け取った「認証情報」を用いてPDF発行証券を開封する。	・発注者は、「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」がCCに入っていること、メールアドレスが正しいことを確認する。
		(任意の方法で連絡) → (代理店経由)		⑧保険会社は、送付完了した旨を代理店を通じて受注者に連絡。	・⑥のPDF発行証券の送信時に受注者がCCに入っている場合、左記のやり取りは省略することも可。
		(メール) ←		⑨発注者は、保険会社を受領確認メールを送付する。 （CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。）	

※緊急の場合等、上記フローによることが困難な場合は、受注者は事前に発注者に協議すること。

【フロー 2】PDF発行証券が受注者を通して発注者へ提出される場合

PDF発行証券が受注者を通して発注者へ提出される場合においては、以下に示すフローに従ってPDF発行証券の提出を受けること。

※あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、

東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社利用の場合

保険会社	代理店	受注者	発注者	やり取りの内容	備考
		(電子契約システム、メール等) →		①受注者は、「(受注者自身の) 発信メールアドレス」を発注者に連絡する。	
		(メール) ←		②発注者は、受注者に「発注者側受信メールアドレス」を連絡する。	
		(メール) →		③受注者は、発注者にテストメールを送信する。	・「返信」機能を使う等、セキュリティが確保できている場合はテストメール不要。
		(メール) ←		④発注者は、受注者にテストメールの受信完了を連絡する。	
		(PDF発行証券をメール送付) → (代理店経由)		⑤保険会社は、代理店を通じて受注者にPDF発行証券をメールで送付する。	
		(PDF発行証券をメール送付) →		⑥受注者は、発注者にPDF発行証券 (パスワード付) を送信する。 (CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。)	・受注者は、必要に応じ、「代理店担当者アドレス」、「保険会社課支社担当者アドレス」をCCに入れることがある。
		(メール) →		⑦受注者は、発注者に「契約情報、認証情報」を送信する。	
			開封	⑧発注者は、受注者から受け取った「認証情報」を用いてPDF発行証券を開封する。	・発注者は、「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」がCCに入っていること、メールアドレスが正しいことを確認する。
		(メール) ←		⑨発注者は、受注者に受領確認メールを送付する。 (CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。)	

※緊急の場合等、上記フローによることが困難な場合は、受注者は事前に発注者に協議すること。

国会公契第 55 号
国北予第 67 号
令和 4 年 3 月 22 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土地理院長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）について、令和 4 年 3 月 14 日の中央建設業審議会において契約手続きの電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）による取扱いを可能とする改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第 1 号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等において契約手続きの電子化を推進するため、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）等の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払) 第35条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。] [注] []内は、早期契約の場合に使用する。 <u>4</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払) 第35条 (略) (新設) <u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。] [注] []内は、早期契約の場合に使用する。 <u>3</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第 2 項及び前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

4 (略)

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が

減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 36 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 （略）

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 （略）

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときに

減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 （略）

（新設）

3 （略）

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときに

は、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 4 項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第 6 1 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。	は、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 3 項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第 6 1 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。
---	---

(土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号)の一部を次のように改正する。

別冊土木設計業務等委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第 4 条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したもの	(契約の保証) 第 4 条 (略) (新設)

とみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4～6 （略）

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

（前金払）

第35条 （略）

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

4～6 （略）

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3～5 （略）

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

（前金払）

第35条 （略）

（新設）

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

3～5 （略）

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 (略) <u>3</u> 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>4</u> (略) (国債に係る契約の前金払の特則) 第38条の3 (略) 2～4 (略) 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第36条第4項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 (略) (新設) <u>3</u> (略) (国債に係る契約の前金払の特則) 第38条の3 (略) 2～4 (略) 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第36条第3項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	--

(建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)の一部を次のように改正する。

別冊建築設計業務委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（契約の保証） 第4条 （略） <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> （略） [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 （前金払） 第36条 （略） <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]	（契約の保証） 第4条 （略） （新設） <u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> （略） [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 （前金払） 第36条 （略） （新設） <u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

4～6 (略)

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第4項の規定を準用する。

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

3～5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第62条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第62条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

(建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第6項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 5 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第6項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

国官会第 150 号
国北予第 3 号
令和 4 年 4 月 19 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における
契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約手続きの電子化を推進するため、今般、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号）により各種契約書を改正したところである。

これに伴い、下記のとおり「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186－5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186－5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を次のように改正する。

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」記中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証 ① （略） ② <u>①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u> ③ <u>①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合は、契約の保証を要しないものとする。</u> （削る） （削る）	1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証 ① （略） （新設） ② <u>①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、次のイ又はロのいずれか（設計業務等委託契約の場合にあつては、イ）に該当する場合は、契約の保証を要しないものとする。</u> <u>イ</u> 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合。 <u>ロ</u> 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であつて、その数が3人以下である場合又は

④ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房会計課公共工事契約指導室又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。	構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第7条第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。 ③ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房地方課又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。
2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であること。 また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保	2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保

険についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）</u>があること。 ハ～ト （略） ② 工事請負契約等を締結後、<u>公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	険についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。）</u>があること。 ハ～ト （略） ② 工事請負契約等を締結後、<u>公共工事履行保証証券に係る証券</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い 契約担当官等は、工事請負契約書（工事請負契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第47条各号若しくは第48条各号</u>、土木設計業務等委託契約書（土木設計業務等委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第43条各号若しくは第44条各号</u>、建築設計業務委託契約書（建築設計業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第48条各号若しくは第49条各号</u>又は建築工事監理業務委託契約書（建築工事監理業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第35条各号若しくは第36条各号</u>のいずれかに該当するときは、すみやかに、工事請負契約等を解除するものとする。た	3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い 契約担当官等は、工事請負契約書（工事請負契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第46条第1項各号</u>、土木設計業務等委託契約書（土木設計業務等委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第42条第1項各号</u>、建築設計業務委託契約書（建築設計業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第42条第1項各号</u>又は建築工事監理業務委託契約書（建築工事監理業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第32条第1項各号</u>のいずれかに該当するときは、すみやかに、工事請負契約等を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事（設計業務等委

だし、工期経過後相当の期間内に工事（設計業務等委託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第 54 条第 1 項第 1 号、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 1 項第 1 号、建築設計業務委託契約書第 56 条第 1 項第 1 号又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 1 項第 1 号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

（１）契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨の依頼書（別記様式 2）を提出するものとする。なお、依頼書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

② （略）

③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

（２）契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委

託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第 45 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 41 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 41 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 31 条第 1 項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

（１）契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨の依頼書（別記様式 2）を提出するものとする。なお、依頼書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

② （略）

③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

（２）契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定

託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式 3）を提出するものとする。なお、通知書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 （3）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式 5）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契	に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式 3）を提出するものとする。なお、通知書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項の規定に基づき、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 （3）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式 5）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契
--	--

約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)が違約金の金額未満の場合は保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額))を記載した保証金請求書(別記様式 4)(履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書(別記様式 4))。以下同じ。)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等(履行保証保険の場合にあっては、保険会社)に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② (略) ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。	約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)が違約金の金額未満の場合は保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額))を記載した保証金請求書(別記様式 4)(履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書(別記様式 4))。以下同じ。)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等(履行保証保険の場合にあっては、保険会社)に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② (略) ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に記載の違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。
--	--

4 工事完成時の扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い 契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあつては、受注者から工事目的物（設計業務等委託契約の場合にあつては、成果物。以下同じ。）の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下（3）に同じ。）を受注者を通して<u>銀行等</u>に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあつては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、受領書及び保証書の写しを<u>工事請負契約書等に綴っておくものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、この限りでない。</u> (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い 契約担当官等は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る<u>証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。</u>異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書等に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u>	4 工事完成時の扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い 契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあつては、受注者から工事目的物（設計業務等委託契約の場合にあつては、成果物。以下同じ。）の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下（3）に同じ。）を受注者を通して<u>金融機関等</u>に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあつては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、受領書及び保証書の写しを<u>工事請負契約書等に綴っておくものとする。</u> (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い 契約担当官等は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る<u>証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）</u>をそのまま工事請負契約書等に<u>綴っておくものとする。</u>
5 請負代金額の増額変更時の取扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融	5 請負代金額の増額変更時の取扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融

機関等であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。</u> ハ～ホ （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u> （４）公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① （略） ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、イからへ、履行保証保険の場合にあつては、ロからト）等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）</u>があること。 ハ～ト （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u>	機関等であり、<u>押印（印刷済みのものを含む。）があること。</u> ハ～ホ （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴っておくものとする。</u> （４）公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① （略） ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、イからへ、履行保証保険の場合にあつては、ロからト）<u>等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。）</u>があること。 ハ～ト （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴っておくものとする。</u>
6 請負代金額の減額変更時の取扱い （３）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは受注者に対して工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式８）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以	6 請負代金額の減額変更時の取扱い （３）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは受注者に対して工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式８）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以

上に保つ範囲で減額変更する旨の<u>金融機関等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された<u>金融機関等</u>であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ホ (略) ③ 工事請負契約等を締結後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	上に保つ範囲で減額変更する旨の<u>銀行等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された<u>金融機関等</u>であり、<u>押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ホ (略) ③ 工事請負契約等を締結後、<u>変更契約書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
---	--

7 工期延長時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の<u>金融機関等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)がある</u>こと。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u> (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印</u>(印刷済みのものを含む。<u>電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記</u>	7 工期延長時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の<u>銀行等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、<u>押印(印刷済みのものを含む。)がある</u>こと。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。</u> (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印</u>(印刷済みのものを含む。)があること。
--	--

載)があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
8 工期短縮時の取扱いについて (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印 (印刷済みのものを含む。)があること。</u> ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印 (印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の</u>	8 工期短縮時の取扱いについて (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、<u>押印 (印刷済みのものを含む。)があること。</u> ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印 (印刷済みのものを含む。)があること。</u>

<u>場合は保証人の氏名又は名称の記載)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておく</u>ものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておく</u>ものとする。
9 履行遅滞時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等<u>であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておく</u>ものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記</u>	9 履行遅滞時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等<u>であり、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておく</u>ものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。

載)があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
別記様式	
別添2 現場説明書記載例 ○契約の保証について (1) (略) <u>(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u> <u>(3) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u> (削る) (削る)	別添2 現場説明書記載例 ○契約の保証について (1) (略) (新設) <u>(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれか(設計業務等委託契約の場合にあっては、①)に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u> ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合 ② 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。)であつ

	て、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）第7第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。
--	---

総行行第407号
国不入企第12号
令和5年9月27日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札
及び契約のIT化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約のIT化に関しては、別添1「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約のIT化の推進について」(令和4年6月14日付け総行行第164号、国不入企第18号。以下「令和4年通知」という。)により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただくようお願いしたところです。

令和4年通知においては、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い(以下「当該取扱い」という。)を、「令和5年9月30日」まで認めることとしていることを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添2のとおり「令和7年6月30日」までに変更することとされました。

このため、令和4年通知についても下記のとおり改正を行いますので、各団体におかれましても適切に対応されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

令和4年通知(※2)中「令和5年9月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

以上

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」(令和 4 年 6 月 14 日付け総行行第 164 号、国不入企第 18 号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 2 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等)を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 7 年 6 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。	(前略) (※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 2 参照) 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券 等)を電子メールにより発注者へ送付し、 発注者は、受注者から受け取った契約情報 及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券 を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信 頼性を確保するために、保険会社又は受注 者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際 には、電子メールの送信先に保険会社があ らかじめ指定する特定の電子メールアドレス を必ず含めることとし、発注者は当該電 子メールアドレスが送信先に含まれている ことを確認するとともに、届いた P D F 発 行証券の信頼性に疑義がある場合等には保 険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取 扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サ ービス導入までの暫定的な措置として、<u>令 和 5 年 9 月 30 日</u>まで認めることとしてい る。

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 12 日

大臣官房官庁営繕部 管 理 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る
保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて（実施期間の変更）

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」（令和 4 年 4 月 19 日付け事務連絡）において示しているところであるが、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間再延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間を下記のとおり変更するので、適切に対応されたい。

記

記 2 中「令和 7 年 6 月 30 日まで」を「令和 8 年 4 月 30 日まで」に改める。

以上